（表面）

様式第２号の２(第７条関係)

堺市立　　中学校施設開放事業・運動場夜間開放事業
利 用 団 体 登 録 承 認 書 兼 学 校 施 設 使 用 許 可 書

年　　月　　日

利用団体代表者　様

堺市教育委員会教育長　印

堺市立　　中学校施設開放事業・運動場夜間開放事業利用に係る利用団体の登録承認及び学校施設の使用許可について、次のとおり決定したので、通知します。

<table>
<tr><td>登録年度</td><td colspan="2">年度</td><td>利用開始日</td><td>年　月　日</td><td>団体番号</td><td></td></tr>
<tr><td>団体名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">代表者</td><td>フリガナ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="5">(自宅)　－　－　(携帯)　－　－</td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用事業及び使用施設（目的）
※カッコ内には野球等の活動内容を記入。</td><td colspan="5">□施設開放事業
□体育館(　　)
□運動場(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="5">□運動場夜間開放事業(□夜間照明施設　□三脚式 LED ランプ)
(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用日時</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">１人当たりの会費等</td><td colspan="5">(会費)　□有(□月額　円　□年額　円)　□無
(その他の費用) □有(□月額　円　□年額　円)　□無</td></tr>
</table>

納入通知書兼領収証書 貼付欄

（裏面）

利用条件等

１ 納期限までに所定の利用負担金の納付がない場合は、本通知に係る利用団体登録承認及び学校施設使用許可の効力は消滅します。

２ 利用負担金の納付を証するため、利用負担金に係る納入通知書兼領収証書を表面の所定の欄に貼付してください。

３ 既に納付された利用負担金については、原則として還付しません。

４ 利用に当たっては、次の事項を遵守してください。本条件のいずれかに違反し、又は違反するおそれがあるときは、貴団体の利用を停止させ、又は登録を取り消すことがあります。

(1) 利用目的以外に利用しないこと。

(2) 他の団体に利用させないこと。

(3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(4) 学校の敷地内において喫煙し、若しくは飲酒し、又は酒気を帯びて使用しないこと。

(5) 学校の敷地内及び周辺の駐車禁止区域に駐車しないこと。

(6) 使用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。

(7) 使用の許可を受けた施設、附属設備等を善良な管理者の注意をもって管理すること。

(8) 使用した施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を行い、使用前の状態に回復すること。

(9) 利用の都度、利用団体に属する者のうちから、利用責任者を定めること。

(10) 学校への出入りに必要な場合を除き、校門を開放しないこと。

(11) 非常口及び消火設備の周囲に物を置かないようにする等災害発生時の安全の確保を図ること。

(12) 火災その他重大な事故が発生したときは、直ちに適切な措置をとるとともに、所管課、運営委員会、校長等に連絡すること。

(13) 前各号に定めるもののほか、開放事業を安全かつ円滑に実施するために教育長、運営委員会又は校長から指示された事項に従うこと。